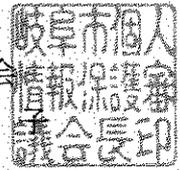


答 申 第 2 5 2 号  
平成 31 年 3 月 29 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀



債権徴収事務に係る実施機関内における保有個人情報の利用目的以外の目的  
のための利用及び実施機関間における保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第  
34条第2項第3号の規定に基づき、平成31年3月20日付け岐阜市財納第13139号で諮問  
のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 事案の概要

岐阜市を含む各地方公共団体においては、その行政活動に伴い、様々な債権  
（金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。以下同じ。）があり、こ  
れらの債権は、法律による行政の原理（行政活動は、法律に従って行わなければ  
ならないという原理）に従い、法令等に基づき適正に管理をする必要がある。

債権のうち、地方税その他個別の法律の規定により地方税又は国税の滞納処分  
の例によることとされ、通常の民事訴訟の手続によらず自ら強制徴収を行うこと  
ができる権限を有する債権（以下「強制徴収公債権」という。）については、そ  
の滞納処分のために各強制徴収公債権に係る法律の規定に基づき、国税徴収法  
（昭和34年法律第147号。以下「国徴法」という。）第141条の規定による滞納者  
等に対する質問及び検査をすることができるとされており、この質問及び検査に  
対しては、国徴法第188条で罰則の規定が設けられ、その応答義務が課せられてい  
るところである。

このたび、債権の管理に関する有効性、効率性及び経済性の見地から本市が実  
施する強制徴収公債権に係る債権徴収事務（以下「強制徴収公債権徴収事務」と  
いう。）の間で、必要な情報を共有する体制を構築することを目的として、各実  
施機関（条例第2条第1項第2号に定める実施機関をいう。以下同じ。）が保有する  
強制徴収公債権の滞納者に係る滞納処分の執行の停止に関する情報（以下「本件  
個人情報」という。）を、必要に応じて当該各実施機関内における他の強制徴収  
公債権徴収事務のために利用をし、また、他の実施機関における強制徴収公債権  
徴収事務に対し提供する。

これらの本件個人情報に係る利用及び提供（以下「本件利用及び提供」とい  
う。）については国徴法第141条第3号の規定に基づき、条例第10条第1項の規定に

より行えるものであると考えるが、一方、例えば地方税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条において、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に定める守秘義務よりも重い罰則を課しており、地方税以外の強制徴収公債権を含め、強制徴収公債権徴収事務に関する情報を利用目的外の目的のために利用し、又は提供することについては、より慎重な判断が必要であると考え

る。  
以上から、本件利用及び提供については、条例第34条第2項第3号に規定する個人情報保護に関する重要な事項に該当すると考えるため、同号の規定により諮問されたものである。

## 2 本件個人情報の内容

各強制徴収公債権徴収事務における滞納者に係る滞納処分の執行の停止の有無

## 3 意見

適当なものと認める。